

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	自立支援医療費(精神通院医療費)支給認定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県知事は自立支援医療費(精神通院医療)支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和7年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療)支給認定事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、自立支援医療費の支給認定及び受給者証の交付事務を行う。 特定個人情報ファイルは、①自立支援医療費(精神通院医療)の申請に対する審査、支給認定、取り消し ②支給認定、申請内容の変更 ③受給者証の交付(再交付)、返還にかかる事務に使用する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表 117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 番号表19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、125、155、161の項 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第13条、17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第157条、第163条 (情報照会) ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 144、145の項 ・番号法第19条第8条に基づく主務省令 第146条、第147条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課)059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	医療保健部健康推進課 〒514-8570 津市広明町13番地 059-224-2273
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年 12 月 18 日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守しているため、リスクへの対策は十分である。 ・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	以下の取組を行っているので対策は十分である。 ・自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ・「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」(令和5年 12 月 18 日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月26日	I－1－② 事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、自立支援医療費の支給認定及び受給者証の交付事務を行う。 特定個人情報ファイルは、①自立支援医療費(精神通院医療)の申請に対する審査、支給認定、取り消し ②支給認定、申請内容の変更 ③受給者証の交付(再交付)、返還にかかる事務に使用する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、自立支援医療費の支給認定及び受給者証の交付事務を行う。 特定個人情報ファイルは、①自立支援医療費(精神通院医療)の申請に対する審査、支給認定、取り消し ②支給認定、申請内容の変更 ③受給者証の交付(再交付)、返還にかかる事務に使用する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市医師会は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナンバーカードを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	医療費助成のオンライン資格確認(精神通院医療)の先行実施のための自治体システムの改修を12月以降に予定しているため
令和7年11月26日	I－1－③ システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	精神保健業務管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、Public Medical Hub (PMH)	事前	医療費助成のオンライン資格確認(精神通院医療)の先行実施のための自治体システムの改修を12月以降に予定しているため
令和7年11月26日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	番号法 第9条第1項 別表 117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 番号表19条6号	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更、追加及び記載漏れとなっていた法令を追加する変更であるため、重要な変更に該当しない
令和7年11月26日	I－4－② 法令上の根拠	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第2 108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二 16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、67の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条、第59条の2の2	(情報提供) ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、125、155、161の項 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第13条、17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第157条、第163条 (情報照会) ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 144、145の項 ・番号法第19条第8条に基づく主務省令 第146条、第147条	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更、追加及び記載漏れとなっていた法令を追加する変更であるため、重要な変更に該当しない
令和7年11月26日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2073	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課)059-224-2073	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年11月26日	II－1 対象人数	平成27年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年11月26日	II－2 取扱者数	平成27年10月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年11月26日	IV－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	医療費助成のオンライン資格確認(精神通院医療)の先行実施のための自治体システムの改修を12月以降に予定しているため
令和7年11月26日	IV－8 人手を介在させる作業	記載なし	十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年 12月 18 日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守しているため、リスクへの対策は十分である。 ・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年11月26日	IV－11 最も優先度が高いとされる対策	記載なし	7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 十分である 以下の取組を行っているので対策は十分である。 ・自庁システムの基本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限 を設定する。 ・「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」(令和5年 12月 18 日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加